

宇治市歴史的風致維持向上計画検討委員会設置要項(案)

(目的)

第1条 平成21年7月に公表した「宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり構想」の実現を図るため、宇治橋周辺地区を対象として、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条の規定に基づき、歴史的風致維持向上計画を策定することとしている。

この計画策定にあたり、専門的な見地から検討を行うため、宇治市歴史的風致維持向上計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、宇治市歴史的風致維持向上計画（案）の策定等に必要となる次の事項について検討する。

- (1) 歴史的風致の維持および向上の方針に関する事項。
- (2) 重点区域の位置および区域に関する事項。
- (3) 文化財の保存または活用に関する事項。
- (4) 歴史的風致維持向上施設の整備または管理に関する事項。
- (5) 歴史的風致形成建造物の指定の方針に関する事項。
- (6) 歴史的風致形成建造物の管理に関する事項。
- (7) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会議を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことが出来ない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、専門的な意見を求めるために、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することが出来る。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部歴史まちづくり推進課において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会に諮って委員長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成 22 年 月 日から施行する。

宇治市歴史的風致維持向上計画検討委員会

<委員名簿>

| 区分 | 所属 | 氏名 | 専門 |
|------|------------------|-------|------------|
| 学識委員 | 立命館大学理工学部教授 | 山崎 正史 | 都市計画・建築・景観 |
| | 京都造形芸術大学芸術学部教授 | 仲 隆裕 | ランドスケープ |
| | 芸能史研究会代表 | 山路 興造 | 民俗学 |
| | 京都文教大学人間学部准教授 | 森 正美 | 文化人類学 |
| | 奈良文化財研究所景観研究室長 | 清水 重敦 | 建築史 |
| 行政委員 | 京都府建設交通部都市計画課長 | 今井 幹男 | |
| | 京都府教育庁指導部文化財保護課長 | 川村 智 | |
| | 京都府農林水産部理事農政課長 | 山下 道弘 | |
| | 京都府山城広域振興局農林商工部長 | 松村 憲次 | |
| | 京都府山城北土木事務所長 | 中野 隆文 | |
| | 宇治市市民環境部長 | 五艘 雅孝 | |
| | 宇治市建設部長 | 三枝 政勝 | |
| | 宇治市都市整備部長 | 石井 章一 | |

<敬称略>